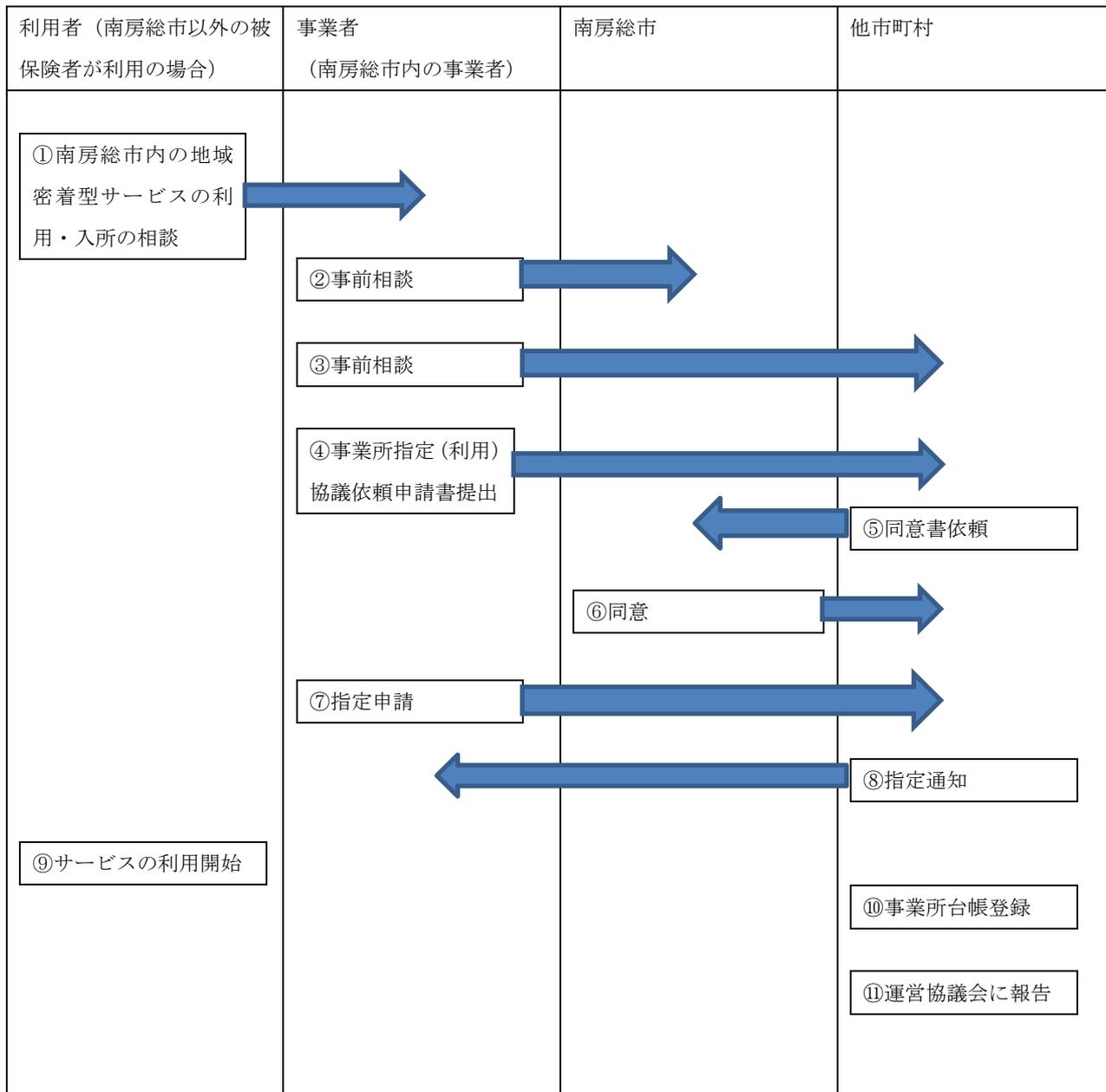


南房総市内の事業所を他市町村が指定する場合（南房総市以外の被保険者が利用の場合）



南房総市の同意をする基準

次の基準のいずれかを満たしていること。

- (1) 他の市町村が当該事業所を指定する方針が固まっている場合で、次に掲げる事項のいずれも満たしている場合。
 - ア 他の市町村の利用者の割合は、当該事業所の契約者数の3割以内であること。（みなし指定による利用者を含む。）
 - イ 他の市町村の利用者の住所が、安房郡市内であること。
- (2) 市内にその者を介護する家族、親族等又は、後見人がいる場合。
- (3) 虐待、疾病又は生活上等、市内の地域密着型サービス事業所の利用についてやむを得ないと認められる理由がある場合。

他市町村の同意基準

他市町村にお問い合わせください。